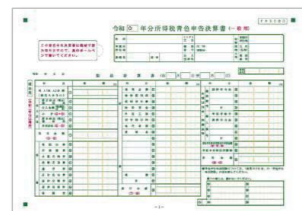


個人

- ⑩ 運転免許証、又は保険証の写し
※ 保険証の場合は被保険者等の記号・番号をマスキングしてください
- ⑪ 確定申告書(第一表・第二表)(所得税及び復興特別所得税の確定申告書)の控え
※ 個人番号(マイナンバー)をマスキングしてください
※ 收受印かe-Tax受付日時・受付番号が記載されている事。無い場合は納税証明書、送信票、受信通知のいずれかを添付すること。
- ⑫ 所得税青色申告決算書又は白色申告収支内訳書の控え(2枚)
- ⑬ ⑪～⑫で交付対象事業のみの年間売上高を証明できない場合、決算書・売上台帳など当該売上高が分かる書類



電子申告完了済 受付日時: 2020/03/06 19:30:11 受付番号: 20200306193011
令和 年分の 所得税及び復興特別所得税の 確定申告書B FA0124



2 申請書送付先

①の申請書に必要事項を記入し、①～③の書類と共に、法人の場合は④～⑨、個人の場合は⑩～⑬の添付書類を添えて、受付期間に“江戸川区運送事業者等燃料費高騰対策支援金事務センター”へ郵送してください。

※(一社)東京都トラック協会江戸川支部会員の方は、以下の住所に書類を郵送でご提出ください。

〒134-0088
東京都江戸川区西葛西7-28-8(トラック会館)
☎ 03-5674-1211

申請受付
期間

令和6年5月1日(水)～令和6年7月31日(水)
(当日消印有効)

郵送先
住所

〒171-0014
東京都豊島区池袋2-65-18 池袋WESTビル2F
江戸川区運送事業者等燃料費高騰対策支援金事務センター

相談
問合せ

江戸川区運送事業者等燃料費高騰対策支援金事務センター
03-4564-6264 受付時間
平日 9:00～17:00
(土日祝日を除く)

申請書は江戸川区HPでもダウンロードできます!

江戸川区 燃料費高騰



江戸川区

中小企業・個人事業主 対象

運送事業者等燃料費

高騰対策

支援金

申請受付期間:令和6年7月31日まで(消印有効)

高止まりが続く燃料費高騰による経営への影響が顕著な区内中小事業者(運輸・交通分野、農業・水産業分野)を対象に、経費負担軽減の一助として、年間売上高に応じて支援金(定額)を交付します。

交付要件と支援金

1 対象事業者

法人は本店登記地、個人は住所が区内にあること

運輸・交通分野

- トラック運送事業者 ●軽貨物運送事業者 ●タクシー事業者
- 介護タクシー事業者 ●貸切バス事業者

農業・水産業分野

- 農業者 ●淡水魚養殖事業者 ●屋形船事業者
- 釣り船事業者(遊漁船)

2 事業者の規模

資本金と従業員数のどちらかが下の表に該当すること

交付対象事業者	資本金	従業員数
トラック運送事業者、軽貨物運送事業者、タクシー事業者、介護タクシー事業者、貸切バス事業者、農業者、淡水魚養殖事業者、屋形船事業者	3億円以下	300人以下
釣り船事業者(遊漁船)	5,000万円以下	100人以下

3 許可・認定・資格の保持

申請時、法律等に基づく事業に必要な許可・認定・資格を全て持っており、交付対象事業を継続していること

4 確定申告

令和4年4月～令和6年4月の期間内に確定申告を行っていること

5 支援金交付額

対象になっている交付対象事業での年間売上高(税抜)に応じて、定額交付します。詳しい金額は交付要領をご確認ください

※1事業者が複数の交付対象事業を営んでいる場合においても、**申請は1事業者あたり1回に限ります。**

申請方法

1 申請書類

法人 & 個人

- ① 江戸川区運送事業者等燃料費高騰対策支援金 交付申請書兼請求書
- ② 事業の許可等を受けた事を証する書類の写し(除:農業者・淡水魚養殖事業者)
- ③ 支援金の振込先口座の通帳の写し
※ 金融機関名・支店番号・支店名・預金種別・口座番号・口座名義人が確認できるもの

法人

- ④ 履歴事項全部証明書の写し
- ⑤ 確定申告書別表一(法人税・課税事業年度分の地方法人税確定申告書)の控え



※**收受印**か**e-Tax受付日時**・**受付番号**が記載されている事。無い場合は納税証明書、送信票、受信通知のいずれかを添付すること。



- ⑥ 法人事業概況説明書の控え



- ⑦ 事業概況報告書の控え



※トラック運送事業者・タクシー事業者・貸切バス事業者のみ

- ⑧ 損益明細表の控え



※トラック運送事業者・タクシー事業者・貸切バス事業者のみ

- ⑨ ⑤～⑧で交付対象事業のみの年間売上高を証明できない場合、決算書・売上台帳など当該売上高が分かる書類

裏面に続きます